

【参加申込書】

間接補助事業者名	
間接補助事業者受付日	
参加事業者番号（補助事業者付与）	

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至 殿

平成 28 年度 環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
エコアクション 2 1 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業 参加申込書

弊社は、平成 28 年度 環境省 エコアクション 2 1 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業に参加し、以下の取組に対する支援を希望します。

- 「Eco-CRIP の手引きに基づく取組」
 「エコアクション 2 1 ガイドラインに基づく取組」

また、弊社は参加申込にあたり、応募要領及び間接補助金交付規程を理解し、以下に示す参加にあたっての留意点に承諾した上で参加を申し込みます。

参加にあたっての留意点

- 一、弊社が、5 回の戸別訪問支援の途中で Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、所定の期日までに所定の報告等を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、所定の期日までに補助金の交付申請を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、補助金の交付申請を取り下げた場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、一般財団法人持続性推進機構あるいは担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合、補助金が交付されない、あるいは交付された補助金を返還しなければならないこと
- 一、弊社が、エコアクション 2 1 ガイドラインに基づく取組に対する支援を受け、エコアクション 2 1 登録審査を申し込み、補助金交付を受けた参加事業者が、所定の期日までにエコアクション 2 1 登録審査を受審しなかった場合、交付された補助金を返還しなければならないこと
- 一、弊社が、補助を受けて環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間、その取組結果の報告として、CO₂ 排出量・削減量等を一般財団法人持続性推進機構へ報告する義務を負うこと
- 一、弊社が、弊社が義務として負う補助を受けて環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間の報告を怠った場合、補助金の返還を求められる場合があること
- 一、弊社の責に帰する事由によって補助金が交付されなかった場合、弊社が、支援相談人及び担当地域事務局に対し、支援に要した業務費を支払わなければならないこと

平成 28 年 月 日

申込事業者 住所

事業者名

代表者役職及び氏名



記入例

【参加申込書】

間接補助事業者名	
間接補助事業者受付日	
参加事業者番号（補助事業者付与）	

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至 殿

平成 28 年度 環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 エコアクション 2.1 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業 参加申込書

弊社は、平成 28 年度 環境省 エコアクション 2.1 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業に参加し、以下の取組に対する支援を希望します。

- 「Eco-CRIP の手引きに基づく取組」
- 「エコアクション 2.1 ガイドラインに基づく取組」

また、弊社は参加申込にあたり、応募要領及び間接補助金交付規程を理解し、以下に示す参加にあたっての留意点に承認の上で参加を申し込みます。

参加にあたっての留意点

どちらかにチェックを入れて下さい。

- 途中で Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合、補助金が交付されません。
- 一、弊社が、所定の期日までに所定の報告等を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
 - 一、弊社が、所定の期日までに補助金の交付申請を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
 - 一、弊社が、補助金の交付申請を取り下げた場合、補助金が交付されないこと
 - 一、弊社が、一般財団法人持続性推進機構あるいは担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合、補助金が交付されない、あるいは交付された補助金を返還しなければならないこと
 - 一、弊社が、エコアクション 2.1 ガイドラインに基づく取組に対する支援を受け、エコアクション 2.1 登録審査を申し込み、補助金交付を受けた参加事業者が、所定の期日までにエコアクション 2.1 登録審査を受審しなかった場合、交付された補助金を返還しなければならないこと
 - 一、弊社が、補助を受けて環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間、その取組結果の報告として、CO₂排出量・削減率を報告すること
 - 一、弊社が、弊社が環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間の報告を怠った場合、補助金の返還を求められる場合があること
 - 一、弊社の責に帰する事由によって補助金が交付されない場合、弊社が、支援相談人及び担当地域事務局に対し、支援に要した業務費を支払わなければならないこと

印刷、スタンプでも問題ありません。

平成 28 年 月 日

申込事業者 住所

事業者名

代表者役職及び氏名

印

1 / 1

実印（丸印）の捺印をお願いします（認印・角印は不可）